

2050年脱炭素社会・アクション宣言登録要領

(目的)

第1条 この要領は、「2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロの『脱炭素社会』」を目指すことに賛同し、それぞれの立場で具体的な「2050年脱炭素社会・アクション宣言」を行う企業、団体及びグループの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、愛媛県内に本社・支店等を有して事業活動を行う企業又は団体をいう。
- (2) グループとは、愛媛県内に活動拠点を有し、構成員が2名以上のもの（前号に該当するものを除く。）をいう。

(登録)

第3条 登録を希望する事業者又はグループ（以下「事業者等」という。）は、次の各号に掲げる書類を県に提出するものとする。ただし、専用入力フォーム（えひめ電子申請システム）を使用する際は、当該システムへの記録をもって書類の提出に代えることができる。

- (1) 「2050年脱炭素社会・アクション宣言書」（様式第1号）
 - (2) その他県が必要と認める書類
- 2 県は、前項の書類を提出した者が、次条の登録要件を満たすと認めるときは、当該宣言をした事業者等を登録するものとする。
- 3 県は、前項の規定に基づき宣言した事業者等を登録したときは、当該事業者については、2050年脱炭素社会・アクション宣言登録通知書（様式第2号）により通知するとともに、当該事業者の承諾を得たときは、県ホームページ等において、当該事業者の企業・団体名や取組項目等について公表するものとする。
- 4 県は、前項の規定に基づき宣言したグループを登録したときは、2050年脱炭素社会・アクション宣言登録通知書の送付を省略し、登録件数のみを県ホームページ等で公表するものとする。
- 5 県は、次条第2号に規定する事業者を登録するときは、当該事業者に登録及び県ホームページ等における当該事業者の企業名や取組項目等の公表の承諾について確認し、承諾を得た場合は2050年脱炭素社会・アクション宣言登録通知書（様式第2号）により通知するとともに、県ホームページ等において公表するものとする。

(登録要件)

第4条 登録は、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 2050年までの温室効果ガス排出量削減のための具体的な行動を掲載していること。
- (2) 別途県が実施する「愛媛県SDGs推進企業登録制度」において、脱炭素に関する取組・目標を宣言した事業者で、同制度での登録が認められていること。

(欠格要件)

第5条 前条の規定にかかわらず、事業者又はグループの構成員が、愛媛県暴力団

排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であるときは、登録を受けることができない

（宣言内容の変更）

第6条 第3条第2項の規定により登録された事業者（以下「登録事業者」という。）が、宣言の内容を変更する場合は、同条第1項の規定に準じ、変更内容を記載した書類を県に提出するものとする。

（取組状況の確認）

第7条 県は、定期的又は必要に応じて、登録事業者の取組状況等について、第3条第1項第1号に規定する書類により確認するとともに、当該事業者の承諾を得たときは、県ホームページ等において公表するものとする。

2 第4条第2号の事業者の取組状況等は、当該制度事務局に提出される書類により確認するとともに、当該事業者の承諾を得たときは、県ホームページ等において公表するものとする。

（登録の変更）

第8条 登録事業者は、その所在地、名称又は代表者の氏名に変更が生じたときは、変更報告書（様式第3号）を県に提出するものとする。ただし、専用入力フォーム（えひめ電子申請システム）を使用する際は、当該システムへの記録をもって書類の提出に代えることができる。

（登録の辞退）

第9条 登録事業者は、登録の辞退をしようとするときは、登録辞退届（様式第4号）を県に提出するものとする。ただし、専用入力フォーム（えひめ電子申請システム）を使用する際は、当該システムへの記録をもって書類の提出に代えることができる。

（登録の取消し）

第10条 県は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第4条に規定する要件を満たしていないと認めたとき。

(2) 第5条に該当するに至ったとき。

(3) 第7条の規定による取組状況の確認ができないとき。

(4) その他県が登録の取消しをすることが相当と認めたとき。

2 県は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた事業者へ通知するものとする。

（登録の期限及び更新）

第11条 登録期限は新規登録後最初に迎える7月末日（新規登録が6月又は7月の場合は翌年の7月末日）まで又は更新した翌年の7月末日までとする。

2 登録の更新は第7条の取組状況の確認をもって行うこととする。

（事務の所掌）

第12条 この要領に関する事務は、県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課において所掌する。

(補則)

第13条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。

この要領は、令和4年8月18日から施行する。

この要領は、令和5年1月5日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。